

山口県報

令和7年
12月1日
(月曜日)

橋本地区		阿北地区	同一の集団の単位とされ
行 政 单 位 区 域			
萩市 (平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。) (平成十七年三月五日における阿武郡阿武町、上山村、むつみ村及び旭村の区域に限る。) (平成二十一年一月一日における阿武郡阿東町の区域に限る。)	萩市 (平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。) (平成十七年三月五日における阿武郡阿武町、上山村、むつみ村及び旭村の区域に限る。) (平成二十一年一月一日における阿武郡阿東町の区域に限る。)	萩市 (平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。) (平成十七年三月五日における阿武郡阿武町、上山村、むつみ村及び旭村の区域に限る。) (平成二十一年一月一日における阿武郡阿東町の区域に限る。)	行 政 单 位 区 域
水源涵養保安 (\wedge クタール)	土砂流出防備 (\wedge クタール)	林保安林 (\wedge クタール)	許可度 べき皆伐面積
九四四・五一	一四五・三六	一三三〇・五四	
二七六・八九			

山口県告示第三百七十七号

令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和七年十二月一日

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされ る集団の区域

行政单位区域

村岡嗣政

林法(昭和二十六年法律)の限度は、次のとおりであ

目次



告示

森林法の規定に基づく許可をすへき皆伐面積の限度（森林整備課）

• • • • •

山 口 県	同一の単位とされる集団の単位とされる区域	三 保健保安林				同一の単位とされる集団の単位とされる区域
		下関市	長門市	萩 市	阿武町	
一三四・七〇	面積の限度(ヘクタール)をすべき皆伐	一二・五七	一八・二八	二七・三六	四・三〇	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
		周南市	下松市	防府市	宇部市	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
		○・五〇	三・二八	三・九〇	○・一二	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
		岩国市	柳井市	平生町	上関町	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
		二・〇六	二・〇六	○・七二	九・〇二	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
					島町周防大	の許可をすべき皆伐面積(ヘクタール)
					一二・五〇	

令和七年十二月一日
印行刷

発行
行人所

山口県
知事